ワーキンググループ(准看護師養成関係)のまとめ

検討の背景

- ・厚生労働省の「准看護婦問題調査検討会報告(1996)」では、21世紀初頭の早い段階を目途に看護師養成制度の統合を提言
- ・准看護師制度を巡って様々な意見がある中、国では現在、カリキュラム改定に向けた看護基礎教育検討会の議論が進行
- ・こうした中、都では、数十年ぶりに准看護師養成所の新規開設に向けた相談あり
- ・今後、需給推計に基づく看護人材確保対策を進める上でも、准看護師養成のあり方に関する議論が必要

現状と課題

(1) 都内准看護師の需給

- ・卒後都内で准看護師として就業する割合は、約40%程度
- ・都内看護職員のうち、准看護師の割合は約10%
- ・求人数・求職数はともに減少傾向で、就業も年々困難な状況(右図)

(2) 都内准看護師養成所・学校の状況

- ・都内看護師養成所等は減少傾向(20年間で17校が閉鎖) H12:25校(1学年定員1,167人) ⇒ H22:15校(630人) ⇒ R2:8校(343人)
- ・要因は応募者の減、実習先や教員の確保が困難になったことなど

(3)養成所の新規指定を求める動き

・指定にあたっては、需給上の必要性や計画の成熟度等を国のガイド ラインや専修学校規程等も踏まえて総合的に評価する必要があるが、 夜間コース等に関する具体的で統一された基準がなく合理的判断が困難

(4) 国における需給推計と准看護師等教育カリキュラムの改定

○地域医療構想実現に向けた2025年の東京都看護職員需給推計は人2万~3万5千人の看護職員不足を予測(令和元年11月15日公表) ○カリキュラム改正(令和4年4月から適用)

令和2年10月 保健師助産師看護師学校養成所指定規則・看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインが改正

- ・准看護師養成所の授業時間数(1,890時間)は変更なかったが、新たに「准看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標」を策定
- ・教育内容の留意点に情報通信技術(ICT)や在宅など多様な場での療養生活を支える能力、多職種と連携するための能力等を追記

【ワーキンググループの開催状況・検討内容】

- 《第1回》令和元年度 第1回:令和2年2月7日
 - ・准看護師養成を取り巻く状況について
 - ・今後の進め方について
- 《第2回》令和2年度 第1回:令和2年10月7日
 - ・准看護師教育の現状と課題
- 《第3回》令和2年度 第2回:令和2年11月4日
 - ・准看護師教育に関する指導要領等について
- 《第4回》令和2年度 第3回:令和3年1月14日
 - ・これまでの主な意見について
 - ・ワーキンググループのまとめについて

______ 【ワーキンググループ委員】

I	区分・分野	氏名					所属
看護人材部会委員	関係団体		天	木		聡	公益社団法人東京都医師会 理事
	学識経験者	0	西	村	ュ	Ξ	公立大学法人都立大学東京健康福祉学部 看護学科教授(看護学科長)
	関係団体		Щ	元	恵	子	公益社団法人東京都看護協会 会長
WG専門委員	准看護師養成校		小	Ш	綾	子	下谷医師会立看護高等専修学校 教務主任
	医療機関等		鈴	木	俊	也	医療法人財団良心会 青梅成木台病院 看護部長
	学識経験者		坪	倉	繁	美	国際医療福祉大学大学院 教授 国際医療福祉大学看護生涯学習センター長

【都内准看護師の求職・求人数の推移(人)】

H27

459

550

H26

591

800

600

400 200

求人数

求職者数 669

(eナースヤンター)

H28

318

608

H29

271

633

293

486

280

461

〇:座長

委員の主な意見

(准看護師教育の現状に対する意見)

- ○ジェネラリストとして長期間活躍している優秀な人材も多くみられる。
- ○どのようなアイデンティティをもって活躍すればよいのか、戸惑うことも 少なくない。
- ○必要な知識を習得して業務に生かすための学習時間が少ないのではないか。 卒業後1人立ちするまでに時間がかかる。
- ○教員の配置数の確保も教育の質の保証となる。専任教員数は当分の間は3人以上と猶予されているが、質を担保するためには最低5人以上の確保が必要ではないか。
- ○准看護師として自らキャリアを積もうと考えることができるように教育する ことも重要ではないか。
- ○ICTや情報機器など他分野・領域に長けた人が、准看護師として活躍し認められることを期待する。
- ○卒業後すぐに看護師養成所に進学する者もいるが、実務経験を積んだ後、 2年課程(通信制)に進学する学生が増加傾向にある。

(今後の養成所指定等に対する意見)

- ○公共性、地域の二ーズに合致した教育、明確な教育目標等についてを 審査してはどうか。
- ○学校として、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アド ミッション・ポリシーを明確にして公開すべきである。
- ○医療・福祉だけでなく、地域における看護も学ぶことができる実習施設 を確保してほしい。
- 〇改正によって実習施設の受入人数の上限(看護単位ごとに10名限度)はなくなったが、都として実習の質は担保できるようにしてほしい。
- ○2年間の夜間コースでは、規定された授業時間数を実施することは無理 だとはっきりと打ち出してほしい。
- ○教員の配置数や夜間コース等設定などについて、しっかりと中身を精査 してもらえるようになるといいのではないか。

取組の方向性

○夜間コースの設置や専任教員配置状況の考え方を整理するとともに、新規指定・変更申請時における設置趣旨や実習の指導体制等を適切に審査 ○准看護師養成所における教育の質を担保し、准看護師がプライドを持って働き、キャリアを積み重ねられるような基礎的能力を育成

具体的対応

【教育の質の担保】

- ■新規指定申請に基づく審査の考え方の整理及び東京都看護師等養成所の運営に関する指導要領の一部改正に基づき審査・指導
- ○夜間コース:学生が学びやすい環境かを指定規則や指導要領に基づき審査 → 就業年限2年のカリキュラムは年間800時間以上の授業時間数が必要で、 学生の心身の健康や教育の質の確保、ワークライフバランスの観点から、夜間2年課程の設置計画は認めない。(別紙:参考資料2)
- ○専任教員:原則5名以上の確保を必須とする。→ 専門分野(基礎·成人·老年·母子·精神)ごとの配置や1人当たりの授業時間数を審査(別紙:参考資料3)
- ○設置の趣旨等:地域の看護師養成状況、東京都看護職員需給推計等から公共性の意義や必要性、教育の理念・教育方針、教育目的、卒業生像等を審査
- 〇教育内容:「准看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標」が達成できるカリキュラムかを含め、改正の内容に則った教育内容であることを審査
- ○実習施設:1看護単位で同時に10名以上の学生を受け入れる場合には、実習における養成所及び実習施設の指導体制を審査

■学習環境等の整備

- 〇准看護師養成所や進学先の看護師養成所(2年課程)における学生の学習環境の整備のため、看護師等養成所施設整備事業及び看護師等養成所運営費補助 事業を継続
- ○学生の学習時間を確保するため、看護師等修学資金貸与制度を充実

【キャリアを積み重ねるための支援】

〇学生の時から自身のキャリアを考えることができるよう教育するとともに、准看護師として働きながら様々な知見や経験を得ることができるよう支援